

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約に係る手続要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約（以下「随意契約」という。）を行う場合において、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）第141条の2に規定する事務手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(契約締結前の公表)

第2条 前条の規定による随意契約を締結する前において、自治令第167条の2第1項第3号の事務を所管する課長は、発注見通しについて各所属に照会し、契約締結予定日の1ヶ月前までに取りまとめ、契約に係る事業名、履行場所、契約の概要、契約の相手方の資格要件、契約締結の時期について、別紙随意契約予定表（第1号様式）により作成し契約担当課長に提出しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の規定により随意契約予定表の提出を受けたときは、すみやかに別紙随意契約発注予定表（第2号様式）を作成し、佐倉市市政資料室及び佐倉市ホームページにおいて公表するものとする。

(契約締結後の公表)

第3条 前条第1項に規定する事務を所管する課長は、各所属に随意契約による締結の状況について照会し、契約の相手方の名称、契約金額、契約の方法について別紙随意契約締結表（第3号様式）に記載をし、契約担当課長に提出しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の規定により随意契約締結表の提出を受けたときは、すみやかに別紙随意契約締結結果表（第4号様式）を作成し、佐倉市市政資料室及び佐倉市ホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。